

令和2年あきる野市農業委員会 4月総会議事録

令和2年4月24日（金）午後1時30分、令和2年あきる野市農業委員会4月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英、金澤知行

報告

第1号報告 職員の解任及び任命について

議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。コロナの関係で大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。4月1日付で事務局長を任命されました青木と申します。引き続きよろしくお願いいたします。また、職員の異動もございましたので、後ほど報告させていただきます。それでは、今年度最初となりますが、3月総会と引き続き、新型コロナウイルスの関係で、担当農業委員、および、総会ごとに農業委員の中から年齢順で最低限の人数で開催させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、極力時間を短縮いたしまして、スムーズに議事が進められればと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それではただ今から、令和2年あきる野市農業委員会4月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をいただきたいと思っております。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中、またこのような新型コロナウイルスの感染拡大状況の中、会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。なるべく席は離して、あと、窓も開けてありますので、対策は取っております。先ほど教えてもらったのですが、秋川ファーマーズセンターもかなり混んでいるようで、もしかすると閉鎖等を考えなければいけないということで、都心の方のお客が増えているようで、お店に限らず、檜原、奥多摩、五日市の方も多少そうなのですが、都心のナンバーの車が随分来ているようでございます。あきる野市は今のところ感染者は少ないようではございますけれども、極力皆さま体には気をつけて、外出は畑以外あまり出ないようにお願いいたしまして、また、こういう状況ですので、先ほど課長の話にもありましたように、スムーズな審議のご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。前回に引き続き今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症感染拡大の懸念を考慮いたしまして、推進委員の方は全員欠席していただきました。農業委員は担当案件のある委員に加えて、事務局で選定した委員と職務代理、私の出席での開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、担当案件のある推進委員につきましては、事前の現地調査はしていただいております、報告については事務局よりさせていただきます。諸報告は以上となります。本日の署名委員は小田川委員と嶋崎委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) それでは、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員9名、推進委員0名の合計9名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは第1号報告を、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書1ページ目をご覧ください。第1号報告、職員の解任及び任命について。令和2年4月1日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。

令和2年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

記、解任、事務局長、渡邊一彦、令和2年3月31日付解任、事務局次長、青木邦彰、事務局、

金子公晃、事務局、加藤多香之、事務局、高橋勇、令和2年3月31日付解任。任命、事務局長、青木邦彰、事務局次長、金子公晃、事務局、金澤知行。以上になります。

(事務局長) そうしましたら、4月1日付で新規職員ということで金澤がまいりましたので、簡単にご挨拶させていただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局・自己紹介) **省略**

(議長) では、よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、事務局より、説明願います。

(事務局) はい。こちらは推進委員の栗原剛委員の案件になりますが、今回推進委員は欠席のため、事務局から説明をさせていただきます。地図は6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状といたしましては、柚子の木が2～3本あるといった状況で、竹林となっております。所有者の△△さんが農業をやるのが困難になり、当該農地の隣にお住まいの○さんが果樹、栗やミカンを植えたいということで、今回の話にまともっております。許可後につきましては、竹林の方は全部刈る予定となっております。以上となります。

(議長) はい。ただいま、事務局より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、地図で見ると、こちらの畑と建物が被っているように見えるのですが・・・

(事務局次長) これは公図上のズレで、どうしても被ってしまうのですが、家とは全く被ってはおりません。

(議長) これは庭先みたいな所なのでしょうか？

(事務局次長) そうですね。家との地続きで、実際塀も何もないような形でございます。

(議長) これは、将来的に駐車場とかにされないですよね？大丈夫？

(事務局次長) はい。○さんご本人にも確認はしてきたのですが、ミカンと栗を植える予定で、自家消費にはなるのですが、子供達が来て楽しめるような物も少し考えたいということで、話がありました。

(谷澤職務代理) 要はもう、○さんがやらなきゃどうしようもない場所、ということでしょうか？

(事務局次長) そういう場所ですね。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) ○さんという方は、五日市のファーマーズセンターの会員なのですか？

(事務局次長) では、ないですね。

(嶋崎委員) と言うことは、営農拡大ということで案件は出ていますが・・・？

(事務局次長) 自家消費の拡大にはなるのですが、理由としては営農拡大ということで。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受1について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、本日は欠席ですが、〇〇委員の関連案件となります。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、番号1について、副担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この交差点から500メートルぐらい行きますと、こちらの畑がございます。こちらはかなり前から栗を栽培しておりまして、昔はここで直売などもやっておりました。現在は栗がまだございまして、栗の下の草は多分、今年1回ぐらい刈って、若干生えかかったところですけども、一応きれいに管理はされていると思います。これからもきちんとやっていくと思いますので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号2について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは説明させていただきます。地図は8ページになります。

(現地案内図 説明)

今回の〇〇〇番ですが、4月20日に事務局と現地を見てまいりました。畑の方はノラボウ、ハウレンソウ等が少し植わっていましたが、あとは何か作物を作った跡が残っておりました。

端の方に少し草が生えていましたけれども、これについては、うなればすぐきれいになる範疇でありましたので、大丈夫かと思えます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号3について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは地図は同じく8ページになります。

(現地案内図 説明)

こちらの4筆については、ファーマーズセンターの会員で花を常時出荷している〇〇さんですが、今年についても花の苗がきれいに植えられていまして、何ら問題ないと思えます。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和2年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。地図は9ページをご覧ください。4月20日に事務局の方と一緒に現地を見ました。

(現地案内図 説明)

□□□番の△△さんという家のご自宅で、そのご自宅の奥に〇〇〇番の畑があるという格好になります。現状はキウイ棚なんですかね、木はもう切ってあって、棚が残っていまして、あと若干の平地の所に耕運機が残されていまして、畑だったのかなというのが分かる状況です。

よろしくお願いたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、今の説明だと、キウイ棚があり、畑としての形跡はあるけど、〇〇〇さんがやっていたか判断がつかない、ということですよ？

(宮崎委員) 周囲の方に聞いたのですが、はっきりと確認が取れず・・・

(事務局次長) 生産緑地の調査を都市計画の方とやってはいる所なのですが、特段ここが引っかかったということが実はなくて、一応畑として機能しているという状態でここまではきています。

(谷澤職務代理) まあでも、この案件は畑としてと言うよりは、主たる従事者が・・・

(事務局次長) 今回は買取申出なので、生産緑地を解除して市が買い取らなければ息子さんの家を建てるということで、話は聞いております。

(谷澤職務代理) だから、その〇〇〇さんがやっていたかどうか、という話でしょう？

(議長) そうですね。主たる従事者・・・◇◇◇◇さんに聞けば分かるかも知れませんね。

(事務局長) 周りの農家さんとかに、宮崎さんは聞いたけど分からなかったの、ファーマーズセンターで分かるかどうかという確認をしたりされたと聞いているんですけど、あとは近所の方々に聞いたりしながら、その方がやっていたかどうかということで、事務局でも調べてみます。

(谷澤職務代理) この畑の上に住んでいる人に確認取って・・・

(議長) 知っているかも知れないですね。

(事務局長) それができれば一番早いです。

(嶋崎委員) 決済するのであれば、やはりそこまで必要ではないですか？最低。

(議長) では、ちょっと5年も経っている案件なので、もうちょっと調査に時間を要しますということ、どうですかね？

(事務局長) 保留にしますか？

(谷澤職務代理) いや、だから、確認が取ればいいのではないですか？

(事務局長) 確認を取って、あとで皆さんに報告させていただきます。

(事務局次長) 確認を取った結果を会長に報告して、ということによろしければ。

(議長) そうですね。では、そういうことで、よろしいでしょうか？今日はとりあえず保留で、今、この調査が終わったらということで。ではそういうことにいたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書の5ページ目をご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和2年4月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) 続いて、事務局より説明願います。

(事務局) はい。本案件は松村委員の案件となりますが、本日は欠席のため事務局の方で説明をさせていただきます。地図は10ページになります。

(現地案内図 説明)

現状といたしましては、草がちょっと伸びかかっている状態となっております。所有者の△△さんがだんだん管理ができなくなってきた、誰かにやってほしいというところで、事務局に相談があった中、ご自身で〇〇さんと今回話を付けていただいた、という流れとなっております。以上となります。

(議長) はい。ただいま、事務局より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・

この借入地●, ●●●m²は、今回のを足した数字ですか？

(事務局次長) いいえ、足す前です。

(議長) では、これを足すと、ちょうど●●, ●●●m²ぐらい・・・

(事務局次長) ちょうど●●歩ぐらいです。

(谷澤職務代理) 本人はどれくらい借りると言っているのですか？

(事務局次長) ●●歩ぐらい、これがちょうどぐらいかなと。ただ、場所の選別を少ししていくという話はしていました。

(議長) 何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) 前にもちょっと、草がすごいと言うので、この席で話しが出ていましたが、その辺どうなんですか？

(議長) この場所ですか？〇〇さんが？

(嶋崎委員) 全体に。彼の。

(事務局次長) 一応、この前、状況報告ということで、新規就農者は年に2回、状況の報告があるのですが、以前からお話があった場所とかも見てきたのですが、きれいになってありましたし、ここのところ比較的きれいに管理していただいているのかな、という風には認識しております。また何かあれば皆さん近くにいらっしゃいますので、直接ご指導いただいて大丈夫だと思いますので、その辺も含めてよろしく願いいたします。

(議長) 他に何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。引き続き5ページ目になります。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号2を担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。4月20日に事務局と3名で現地確認に行つてまいりました。地図は11ペー

ジをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは結構広い畑でございまして、2年ほど前までは2人の方が借りて使用していたのですが、ここ2年ほど使用者がいなくて、結構草が伸びてしましまして、畑の真ん中に作業小屋と言うか、納屋がありましたけれども、結構古くなって、かなりひどい状況にはなっていたのですが、ちょうどここで借り手が出てくれれば、ここも結構きれいになると思いますので、有難いなと思うのもありますのと、たまたま隣が自分の畑でして、周りだけはトラクターでうなったり、ハンマーかけたりして管理を、管理と言うかゴミを捨てられないようにはしていたのですが、ここもあまりきれいにはできないので、ちょうどここで借りていただけると有難いので、ぜひよろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、これは〇〇家としては、どれぐらいあるのですか？

(事務局次長) 今回の所を入れて●町●反くらいです。

(谷澤職務代理) 今度、補助を入れるのは、どこですか？

(事務局次長) それは自宅の前の所です。

(谷澤職務代理) それも含めて、ということですよね？

(事務局次長) 全部含めてです。この●, ●●●m²は、〇〇くんのみで借り入れている面積だけを入れている形です。

(議長) 他に何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、専決の報告について、事務局より、報告願います。

(事務局) はい。それでは令和2年あきる野市農業委員会4月の総会専決処理を報告させていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) 以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、5月25日、月曜日、午後1時30分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時12分